（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八条　前条の規定による投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第百九条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び同号に規定する株式交付子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

（日本アルコール産業株式会社法及び株式会社海外需要開拓支援機構法の一部改正）

第百十条　次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）第四条第一項及び第十七条第二号

二　株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第四条第一項、第三十四条及び第四十四条第一号

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第百十一条　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第六十四条の二及び第六十四条の三を削る。

第六十五条第一項中「組合の」の下に「主たる」を加える。

第六十六条中「、第六十四条及び第六十四条の二」及び「及び第六十四条の三」を削る。

第七十三条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に、「商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条」を「同条」に改める。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十二条　前条の規定による有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第百十三条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　外国の法令上前号に掲げる者と同様に取り扱われている者

（産業競争力強化法の一部改正）

第百十四条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

ホ　株式交付

第二条第十二項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　株式交付

第二条第十二項第二号イ及びハ中「又はロ」を「からハまで」に改める。

第三十二条第五項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改める。

第八十三条第一項、第百二十二条及び第百六十条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十章　国土交通省関係

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百十五条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「第六条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

四　その他国土交通省令で定める書類

第六条第一項第五号中「破産者で復権を得ない者、禁錮」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

六　役員のうちに、心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

第七条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「及びその」を「、その」に改め、「前条第一項第五号」の下に「及び第六号」を「書面」の下に「その他国土交通省令で定める書類」を加え、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「第六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「、第四号又は第五号」を「又は第四号から第六号までのいずれか」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第百十六条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の見出しを「（会社法の準用）」に改め、同条中「会社法第四百三十条」の下に「、第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第五項を除く。）」を、「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「監事も」と、同法」の下に「第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「内航海運組合法第三十五条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあり、及び同法第四百三十条の三第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「内航海運組合法第三十四条の三第一項及び第三項」と、同条第一項並びに同法」を、「第三十五条第五項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十五条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「第三十五条第五項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十四条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十一号の二中「の規定」を「又は第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十条の二第四項の規定」に改める。